談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１条　甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部

を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は

同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）

の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３に

おいて読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったと

き、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付

を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用

人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁

止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は第７

条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲

に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は

一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金とし

て甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は同法第８条の

２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による

排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法

第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命

令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第

７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用

人）が刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定に

よる刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前

項の契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額

を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項及び第

７条の３の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出して

いるとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合

において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。